

# 『蜻蛉日記』中巻における兼家の物忌記事： 不訪理由の予告として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2005-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 深澤, 瞳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1357">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1357</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 『蜻蛉日記』中巻における兼家の物忌記事

——不訪理由の予告として——

深澤 瞳

はじめに

物忌は、平安貴族にとって日常的な謹慎日であった。藤原実資と藤原道長とを例に挙げると、物忌は『小右記』で二三一例、『御堂関白記』で四一〇例が確認できる。『蜻蛉日記』には兼家の物忌が十八例ある。兼家の場合にしても、実資や道長と同じくらい物忌日があったはずであろうが、十八例というのは実際と比べて非常に少ない。物忌日は原則として外出ができないので、兼家の物忌日は、道綱母のもとへの訪問の有無と関わることになる。兼家の物忌記事は、夫婦の交流を伝えるものともなるのである。

従来の研究では、兼家の物忌記事について、あまり言及されていない感がある。<sup>(注1)</sup>結婚成立(天曆八年秋)から、道綱母が広幡中川への転居する(天延元年八月)までの期間において、兼家の物忌の用例は十八例ある。そのうち同じ物忌日を指すものがあり、実質は十五回の物忌が記されている。上巻には用例がなく、中巻の九例と下巻の五例との合計十四例が道綱母のもとに訪れない、すなわち不訪理由として記されている。さらにこの十四例のうち、あらかじめ不訪の理由とし

て予告されるのは、中巻のみの四例である。本稿では、この四例についてみていきたい。

他にも、道綱母が、兼家の物忌日を事前に把握していたことを窺わせる記述はあるが、兼家(注2)が直接伝えている点に注目したのである。不訪を予告しておくことは、〈待つ人〉道綱母にとっては、一人寝の寂しさを覚悟させることである。不訪予告の場面には、道綱母が物忌の予告をどう受け留めたのが、端的に表れてくると思われる。

また、物忌による不訪予告の四例には、他の用例に見られない特徴がある。兼家の物忌を控えた夫婦の心の動きが見られるのである。夫婦仲を考えるためにも、役立つ記事だと思われる。本稿では、これらの特徴を浮かび上がらせていきたい。

そもそも兼家が不訪理由を予告することには、道綱母に対して、二つの異なる効果が期待されていたと考えられる。一つは、やむを得ず訪問を断念するが、理由を了解しておいてもらいたい、という誠実さの伝達である。この場合は、本当は会いたいのは山々だが仕方がない、という兼家の気持ちを、道綱母は汲み取るだろう。

もう一つは、物忌になることを伝えて不訪を正当化しようとするものである。兼家は、道綱母が納得すると思つて告げるのであるが、兼家の生活背景（他の女性との関係など）を知る道綱母には、口実としか受け留められない場合がある。

不訪理由として予告された物忌が、道綱母にどのように処理されるのか、また『蜻蛉日記』においてどのような機能を持つのかを、先の四例について考えていきたい。

なお、『蜻蛉日記』『源氏物語』は新編日本古典文学全集（以下、新全集と略号を用いる）を、『小右記』『御堂閔白記』『殿暦』は大日本古記録を使用した。表記は私に換えたところがある。

## 一 物忌の頻度

『蜻蛉日記』の物忌記事をみる前段階として、平安時代における物忌の頻度と特徴について考えたい。

平安時代において物忌は日常的にあつた。月ごと、年ごとに、物忌がどのくらいの割合で行われたのかを、平安貴族の場合について知るために、『小右記』と『御堂閔白記』から、物忌記事の用例数をそれぞれ一覧した。頻度を提示したのは、物忌が貴族の生活にいかにか密着したものであつたかを示すためである。

表1には藤原実資の場合を、表2には藤原道長の場合をそれぞれ年月ごとに表示した。物忌記事の中には「今日八卦物忌」（『小右記』寛仁四年十月二十一日条）や、「今朝物忌」（『小右記』長元元年十月十九日条）のように、物忌の日数が判断できないものがある。そこで、表には物忌記事の用例数を示すことにした。表についての考察は、稿を改めたいので、ここでは物忌の頻度を確認するまでに留める。

現存する記事のうち、物忌の最多回数、実資の場合では一ヶ月間で十二回（寛和元年六月）、年間で二十四回（治安三年）であり、道長の場合では一ヶ月間で十七回（寛弘元年二月）、年間で六十回（長和二年）である。『蜻蛉日記』に記された兼家の物忌記事は、十八回である。二十一年間の記事の中で、実資や道長の一ヶ月分ほどの物忌日しか記されていないのである。

また、その十八例の内、十三例は中巻、五例は下巻の用例で、およそ七十二%が中巻のものとなっている。上巻に用例がないのは、兼家の物忌が不訪日であると了解されていたために、逐一記すまでもなかったからであろう。用例の多い中巻は、夫婦仲が陰悪化する時期でもある。兼家の物忌日の記録は、夫婦仲の状態との連関がありそうである。

表1 『小右記』 藤原実實の物忌日（空欄は記事が現存しない部分）

和暦	(西暦)	官 職	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	閏月	合計
天元 5	(982)	藏人頭	0	0	2	0	0	0							12月	2
永観 1	(983)	藏人頭														
永観 2	(984)	藏人頭										0	0	0		0
寛和 1	(985)	藏人頭	1	5	3	2	0	12						0	8月	23
寛和 2	(986)	藏人頭														
永延 1	(987)	藏人頭	0	0	0	0	0	1								1
永延 2	(988)	藏人頭	0	0	0			0	0	0	1	0	0	0	5月	0 1
永祚 1	(989)	藏人頭	0	0	0	0	2	2	4	3	0	5	1	1		18
正暦 1	(990)	参議、美作権守							2	0	3	4	2	0		11
正暦 2	(991)	参議、美作権守、左兵衛督													2月	
正暦 3	(992)	参議、美作権守、左兵衛督	0													0
正暦 4	(993)	参議、美作権守、左兵衛督	0	1	4	3	4	0	0			0	0		10月	0 12
正暦 5	(994)	参議、美作権守、左兵衛督														
長徳 1	(995)	権中納言、大皇太后宮大夫	0	0	0	1	0	0	0	0		0				1
長徳 2	(996)	中納言	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	7月	0 3
長徳 3	(997)	中納言、大皇太后宮大夫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
長徳 4	(998)	中納言、大皇太后宮大夫														
長保 1	(999)	中納言、大皇太后宮大夫							1	0	2	1	0	0	3月	4
長保 2	(1000)	中納言														
長保 3	(1001)	権大納言、兼右大将													12月	
長保 4	(1002)	権大納言、右大将														
長保 5	(1003)	権大納言、右大将														
寛弘 1	(1004)	権大納言、右大将							1						9月	1
寛弘 2	(1005)	権大納言、右大将	0	2	2	0	0	1	0	0	0	1	1	0		7
寛弘 3	(1006)	権大納言、右大将														
寛弘 4	(1007)	権大納言、右大将、按察使													5月	
寛弘 5	(1008)	権大納言、右大将、按察使							0	1	1	0	0	0		2
寛弘 6	(1009)	大納言、右大将、按察使														
寛弘 7	(1010)	大納言													2月	
寛弘 8	(1011)	大納言、按察使	1	2	0				2	2	1		0	0		8
長和 1	(1012)	大納言	0	0	0	0	2	1	1	0	0				10月	4
長和 2	(1013)	大納言 正二位	0	0	0	1	0	1	2	0	3					7
長和 3	(1014)	大納言 正二位	5	2	2	0	0	0				1	0	1		11
長和 4	(1015)	大納言 正二位	0	0	0	2	4	2	0	0	0	3	0	1	6月	2 14
長和 5	(1016)	大納言 正二位	3	0	0	0	5	2								10
寛仁 1	(1017)	大納言 正二位							0	0	1	4	2	0		7
寛仁 2	(1018)	大納言 正二位	1	0	0	1	2	1				3	1	0	4月	1 10
寛仁 3	(1019)	大納言 正二位	0	0	0	1	1	2	0	1	0	0	2	2		9
寛仁 4	(1020)	大納言 正二位							0	0	0	2	0	1	12月	1 4
治安 1	(1021)	右大臣、皇太弟傳	0	0	0				0	0	0	2	0	0		2
治安 2	(1022)	右大臣、皇太弟傳、右大将	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		1
治安 3	(1023)	右大臣、皇太弟傳、右大将	0			3	1	0	0	5	5	0	2	3	9月	5 24
万寿 1	(1024)	右大臣、皇太弟傳、右大将	1	0	0	1	1	1	0	0	0	6	0	0		10
万寿 2	(1025)	右大臣、皇太弟傳、右大将	0	0					0	0	0	0	0	0		0
万寿 3	(1026)	右大臣、皇太弟傳、右大将				0	0		0	0	0	0	0	0	5月	0 0
万寿 4	(1027)	右大臣、皇太弟傳、右大将	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
長元 1	(1028)	右大臣、皇太弟傳、右大将							0	1	0	1	0	0		2
長元 2	(1029)	右大臣、皇太弟傳、右大将	0	0	0	0			0	0	0				2月	1 1
長元 3	(1030)	右大臣、皇太弟傳、右大将				0	0	0		0	1	0				1
長元 4	(1031)	右大臣、皇太弟傳、右大将	1	4	0				1	2	0				10月	8
長元 5	(1032)	右大臣、皇太弟傳、右大将	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7		12

表2 『御堂関白記』 藤原道長の物忌記事（空欄は記事が現存しない部分）

和暦	(西暦)	官 職	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	閏月	合計
長徳4	(998)	左大臣							2	5	5	6	14	11		43
長保1	(999)	左大臣、内覧		0	2	0	0	0							3月	2
長保2	(1000)	左大臣、内覧	2	0	0	0	0	0								2
長保3	(1001)	左大臣、内覧												12月		
長保4	(1002)	左大臣、内覧														
長保5	(1003)	左大臣、内覧														
寛弘1	(1004)	左大臣、内覧	10	17	7	2	4	2	0	0	0	2	0	3	9月	4
寛弘2	(1005)	左大臣、内覧	9	4	6	2	6	7	7	1	2	0	0	0		51
寛弘3	(1006)	左大臣、内覧	0	1	0	3	0	0	4	1	0	1	0	0		10
寛弘4	(1007)	左大臣、内覧	8	5	2	2	0	0	0	0	2	6	2	5	5月	32
寛弘5	(1008)	左大臣、内覧	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0		6
寛弘6	(1009)	左大臣、内覧	0	0	0	0	0	1	0	4	6	0	2	0		13
寛弘7	(1010)	左大臣、内覧	0	0	5	3	0	5	7	2	10	10	3	0	2月	45
寛弘8	(1011)	左大臣、内覧	2	0	4	5	1	0	0	0	1	0	1	2		16
長和1	(1012)	左大臣	0	1	0	0	0	0	5	2	6	13	4	3	10月	5
長和2	(1013)	左大臣	10	8	10	7	7	6	1	0	0	0	6	5		60
長和3	(1014)	左大臣														
長和4	(1015)	左大臣	4	0	0	2	0	1	0	0	1	3	6	1	6月	2
長和5	(1016)	左大臣	2	2	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0		10
寛仁1	(1017)	摂政、太政大臣 (12.4)	0	0	0	4	2	0	2	0	0	0	0	0		8
寛仁2	(1018)	太政大臣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4月	0
寛仁3	(1019)	(3.21 出家)	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0
寛仁4	(1020)		0	0	0	0	0	0						12月	0	
治安1	(1021)										0					0

二 物忌・方忌・慎み

陰陽道による謹慎行為には、物忌の他に方忌もある。平安時代においては、どちらも日常的にあった。『蜻蛉日記』には、兼家に関するもので、物忌は十八例、方忌は十例ある。どちらも、兼家の来訪の有無と関わるものだが、記録回数に差があるのは、それぞれの決められ方と情報の抛り所とに関係するのだろう。ここでは、物忌と方忌との決められ方を比較することで、両者の記録に差が生じた理由を考えたい。また、物忌や方忌などを総じて「慎み」ということもある。本稿では「慎み」用例を除外して進めるが、「慎み」についても触れておきたい。

方忌は、年の十二支や日の干支を基準に計算されて決まるので、他者からの情報を求めなくてもよい。代表的な方角神である、天一神を忌む日と方角は、『曆林問答集』

「釈天一 第五十三」に次のように定義されている（括弧内の解釈は深澤）。

陰陽書云、天一者、

己酉日従天来、居東北維、六日化人頭蛇身。(己酉日から六日間は東北が塞がる)

乙卯日移居正東、五日化人頭魚身。(乙卯日から五日間は東が塞がる)

庚申日移居東南維、六日化人頭鷹身。(庚申日から六日間は東南が塞がる)

丙寅日移居正南、五日化人頭鶏身。(丙寅日から五日間は南が塞がる)

辛未日移居西南維、六日化人頭羊身。(辛未日から六日間は西南が塞がる)

丁丑日移居正面、五日化人頭馬身。(丁丑日から五日間は自分の居る所が塞がる)

壬午日移居西北維、六日化人頭龍身。(壬午日から六日間は西北が塞がる)

戊子日移居正北、五日化人頭龜身。(戊子日から五日間は北が塞がる)

従癸巳日上天十六日間、招搖大微星天紫房等宮遊行、(癸巳日から十六日間は、どの方向も塞がらない)

而従己酉日降地、運行八方。(己酉日から、再び八方への遊行が始まる)

天一神は、右のように移動する。天一神のいる方向が方塞がりとなり、「遊行方」といわれる。遊行方は、「百事犯向之大凶」とされ、犯すと「戦鬪向之弩弓折。産乳向之死傷。」という凶事が起こる。

【蜻蛉日記】にも、道綱母が日を数えて、兼家に方忌を知らせる記事がある。

かかるに、夜やうやうなかばばかりになりぬるに、『方はいづかたか塞がる』と言ふに、数ふれば、むべもなく、こなた塞がりたりけり。(中巻、天禄二年六月、二五三頁)

兼家が方忌の方向を尋ねると、道綱母は日の干支を数えて答えている。例に挙げた天一神も、日の干支で在所が求められた。方忌は、万人共通であるので容易に把握できた。兼家の方忌を推測する記述の全てが、いずれも天禄三年二月「方塞がりたりと思ふ」(下巻、二七七頁)、「七日は方塞がる」(下巻、二八七頁)、「また南塞がりりにけり」(下巻、二八八頁)等

のように断定的、確信的であることも、証左となる。

一方、物忌は、陰陽師の占いによって、怪日を剋する五行の日が指定されるものである。例えば、十干が甲の日に怪異が起きたとする。そうすると、陰陽師に勘申を依頼し、その怪異が禍をもたらすものなのかを占わせる。占いの結果、怪異が禍の前兆であると判断されると、物忌が課せられる。甲の日に起きた怪異なので、庚辛の日が物忌となる。甲は、五行では「木」で、「庚辛」は「金」だからである。前述のように、怪日を剋する五行の日が物忌日となる。「怪日を剋する」とは、五行相剋説（水火金木土）によるものである。五行相剋説に拠ると、「木」を剋するのは「金」である。十干と五行の関係は、甲乙二木、丙丁二火、戊己二土、庚辛二金、壬癸二水である。だから、甲の日に起きた怪異に対して、庚辛日が物忌となるのである。

他にも、悪夢などが物忌の原因となった。本人でさえ、物忌がいつ生じるのか分からないのだから、ましてや他人の物忌日を把握する事は難しい。道綱母は、本人や従者から知らされることで、兼家の物忌日を知り得るのである。兼家の物忌は、訪れがないことを示唆する。待つ身としては、少しでも多くの物忌情報を得たいところだろう。夫婦仲に不安が生じれば、物忌の情報に敏感になるだろう。また、兼家から直に伝えられたとしても、物忌を理由とした不訪に対する猜疑心を払拭できない時もあるだろう。物忌の在り方は、夫婦仲の状態を反映するものとして捉える事ができる。

- また、先述したように物忌や方忌などを総じて「慎み」ということがある。「蜻蛉日記」に「慎み」の用例は十例ある。
- ・「つつしむことのみあればこそあれ、さらに来じとなむわれは思はぬ。」（中巻、天禄元年六月、二〇〇頁）
  - ・「つつしむことありてなむ」とて、つれもなければ、なにかはとて、音もせで渡りぬ。

（下巻、天延元年八月、三二六頁）

右は、諸注釈に「物忌」と解釈されている用例である。一方で、「慎み」が別の意味で表れるものもある。

- ・かくて経るほどに、その月のつごもりに、「小野の宮の大臣かくれたまひぬ」とて世は騒ぐ、ありありて、「世の中



いと騒がしかなれば、つつしむとて、えものせぬなり。服になりぬるを、これら、とくして」とはあるものか。

(中巻、天禄元年五月、一九二頁)

・あがたありきのところ、初瀬へなどあれば、もろともにとて、つつしむところに渡りぬ。

(中巻、天禄二年七月、二五七頁)

右のように、忌服や精進について言う場合もある。〈慎み〉が何を意味するかは、前後の文脈から類推するしかないのである。

『源氏物語』では、次のような用例がみられる。

・誰も誰もうれしきものからゆゆしう思して、さまざまの御つつしみさせたまつりたまふ。(葵巻、二十頁)

・つつしませたまふべき御年なるに、晴れ晴れしからで月ごろ過ぎさせたまふことをだに嘆きわたりはべりつるに、

御つつしみなども常よりことにせさせたまはざりけることと、いみじう思しめしたり。(薄雲巻、四四四頁)

・今年は三十七にぞなりたまふ。見たてまつりたまひし年月ことなども、あはれに思し出でたるついでに、「さるべき御祈祷など、常よりとりわきて、今年はつつしみたまへ。」(若菜下巻、二〇六頁)

葵巻の用例は、懐妊した葵の上に物忌を含めた、さまざまな謹慎をさせる、というものである。新全集頭注では「安産を願つての物忌その他」としている。薄雲、若菜下巻では、藤壺、紫の上が、それぞれ三十七歳の厄年に当たっているための〈慎み〉をいう。

古記録でも事情は同じで、〈慎み〉の指すものは物忌に限らない。触穢を指す場合もある。次に挙げる五例の〈慎み〉記事は、前の三例が物忌を指すもので、後の二例が触穢を指すものである。

・昨今就出行可慎病事物忌也。

・今明可慎口舌之物忌。

〔小右記〕正暦四年三月二十三日条

〔小右記〕寛弘二年二月十六日条

・其物忌撰政重可被慎

〔小右記〕寛仁二年四月十四日条

・今日辰剋許五躰不具<sub>有穢</sub>、(中略)召明法博士信貞問之、申云、可有穢者、仍立簡、院御物詣近々、仍慎之

〔殿曆〕天永二年三月六日条

・戌剋許自民部卿許示送云、六条有穢、能可慎者、

〔殿曆〕天永二年三月十一日条

以上のように、〈慎み〉は、物忌、方忌、忌服、穢、厄年などに際しての謹慎状態を表す言葉である。例えば、物忌なら訪問者と会わない、外出しないことになる。また方忌なら方違をすることが、慎むことになる。『源氏物語』葵卷の「さまさまの御つつしみ」にみるように、〈慎み〉は特定の忌みを指す言葉ではないのである。

〈慎み〉という言葉だけでは、その内容が物忌か方忌か、または穢れや忌服なのかを、判断することはできず、前後の文脈から、〈慎み〉の内容を類推するしかない。以上の理由から、本稿では物忌記事を取り上げるにあたり、〈慎み〉記事は除外したい。なお、〈慎み〉については、紙幅の都合上、簡潔に触れることしかできなかったが、まだ触れなければならぬ点がある。物忌との関連もあるので、稿を改めたい。

物忌は頻繁に生じるうえ、当人しか正確に把握しきれないという特徴があった。道綱母にとって、兼家の物忌や方忌は、自分で確認できるか否か、という点で意識が異なるのである。情報の抛り所が自分側にもあるか、相手側だけにあるかによって、意識の差が生じるのである。物忌の情報は相手側にあるので、受け手はその情報に頼り、信じることしかできない。そのために、何かを断る口実とされることもあったので、方忌よりも意識されたのだと考えられる。ただし、意識のされ方は、その人への信頼の度合と関わることに注意しておきたい。

### 三 兼家の物忌記事

物忌は頻繁に起こる上、当人以外が正確に把握することの難しい謹慎日であった。兼家の物忌記事は、結婚成立（天曆八年秋）から、道綱母の広幡中川への転居（天延元年八月）までに限ってみると表3のようになる。記事番号を丸数字とした四例は、兼家があらかじめ不訪理由の予告として物忌を知らせた記事である。先に断つたように、本稿ではこの四例をみていく。

物忌の予告を受けた時、それを信じて安心していられるうちは、夫婦仲が良好であるといえるだろう。次第に物忌の予告を疑うようになるが、このことは夫婦仲が悪くなったことを如実に表すものとなる。四例の記事には、上述のように変化していく夫婦仲の状態が表れている。物忌予告記事を考える前提として、次に兼家の物忌記事の傾向を把握したい。なお、表の記事番号は、以降の考察において、記事に付したものと一致させてある。

表3から、兼家の物忌記事は、天禄二年を境に変化していることが分かる。安和二年の①は、兼家が物忌に加えて長精進もあり、会えない日が続いた時の交流として記され、天禄元年の方は、物忌が明けた日の来訪を約束するもの③や、道綱母邸で物忌日を過ごしたこと④が記されていた。兼家の物忌が、道綱母の生活にまで及び、本来は外部との隔絶を意味する物忌が、逆に夫婦仲の睦まじさを表すものとなっている。

ところが、天禄二年六月以降は、物忌記事の様相が一変している。天禄二年二月に兼家が近江の女と結婚したことが、一変した最大の理由だと考えられ、物忌を通しての温かい交流が見られなくなる。天禄二年の5は、物忌中の兼家から消息文が届く記事であり、これを機に道綱母は鳴滝籠りを決行する。続く用例6・7には、兼家の物忌中に鳴滝へ発とうと急ぐ道綱母の様子が記されている。5で送られた消息文の内容と、それに対する道綱母の様子は次のように記される。

表3 兼家の物忌記事（丸数字は、不訪理由の予告としての物忌記事）

中巻		巻	年	番号	本	文	月日	頁
安和二年	①						五月	173
天禄元年	2						三月十日	188
	③						三月十二日	188 189
	4						八月二日	211
天禄二年	5						六月	225
	6						（同じ物忌日）	226
	7							226
	⑧						六月	253 254
	9						（同じ物忌日）	254
	10						七月	257
	11						七月	263
	12						十二月	266
	⑬						十二月	267
天禄三年	14						二月	275
	15						二月	277
	16						二月	287
	17						閏二月	290
	18						三月	296

5 六月のついたちの日、「御物忌なれど、御門の下よりも」とて、文あり。あやしくめづらかなりと思ひて見れば、「忌はいまはも過ぎぬらむを、いつまであるべきにか。住み所、いと便なかめりしかば、えものせず。物詣は穢らひいできて、とどまりぬ」などぞある。ここにと、いままで聞かぬやうもあらじと思ふに、心憂さもまさりぬれど、念じて、返りごと書く。

(中巻、天禄二年六月、一三二五頁)

兼家の言う「忌」とは、道綱母の四十五日方違のことである。この四十五方違は三月末から始まっているので(二二二頁)、五月半ばには終わっている。消息文が送られたのは六月一日であるから、約半月の間、音信のなかつたことも分かる。だから、わざわざ物忌中に消息文を送ってきたことに對し、道綱母は「あやしくめづらか」と思うのである。また、この消息文の直前には、兼家の前渡りが記されている。前渡りへの悔しさを、5の消息文は助長している。その結果、道綱母は鳴滝籠りを決意したのである。

周知の通り、鳴滝では兼家を中心に、多くの人から下山を説得され、最終的には兼家に下山を強行されている。帰京した日の夜は兼家と過ごしていたが、その日の帰り際の言葉が、用例⑧「方あきなばこそはまゐり来べかなれと思ふに、例の六日の物忌になりぬべかりけり」(二五三、四頁)である。兼家は、方忌の後に六日間の物忌があるので、暫く来られない、と告げて帰るのである。翌日には、道綱母の体調を気遣う兼家の消息文が届くが、「なにかは、かばかりぞかした、思ひ離るる」(二五四頁)と、取り合わない。その反面、「物忌果てむ日、いぶかしきこちぞ添ひておほゆる」(二五四頁)と、兼家が物忌明けに訪れることを期待しており、道綱母の複雑な心境が記されている。

また、中巻以降の物忌記事は他に、10「物忌になりぬと聞く」や11「例の物忌とか」というように、第三者的な視線から捉えられるようにもなる。下巻では五例中三例が「物忌と聞く」と記されている。その場合には、道綱母の感想は記されない。情報だけが記されるところに、待つ侘しさが一層強く窺われる。

以上のように、夫婦仲の変容に伴い、兼家の物忌に対する道綱母の態度が変わっている。兼家の物忌日を安心して暮ら

せた日々から一転して、物忌を通して兼家への不信を募らせるようになるのである。

兼家が物忌を不訪理由として予告する記事は中巻に限られ、安和二年に一回、天禄元年に一回、天禄二年に二回、計四回ある。冒頭で述べたように、兼家が不訪を予告するのは、信頼を保つためか、もしくは不審さを覆い隠すためであった。物忌の予告が、道綱母にどう受け留められているのかをみていきたい。

#### 四 不訪予告としての物忌記事

では、物忌予告記事の四例をみていきたい。初めの用例は、安和二年の記事であり、後述のように、上巻の形式を受けた箇所である。

① その前の五月雨の二十余日のほど、物忌もあり、長き精進もはじめたる人、山寺にこもれり。雨いたく降りて、ながむるに、「いとあやししく心細きところになむ」などもあるべし、返りごとに

時しもあれかく五月雨の水まさりをちかた人の日をもこそそふれ  
とものしたる返し、

真清水のましてほどふるものならばおなじ沼にもおりもたちなむ

と言ふほどに、閏五月にもなりぬ。

(中巻、安和二年五月、一七三頁)

兼家の物忌中の一節であるが、道綱母が兼家の事情を把握して書いているようなので、予告されたものになろう。上巻に、物忌記事ではないが、①と似た不訪理由の予告記事がある。次のようなものである。

十二月になりぬ。横川にもものすることありて登りぬる人、

「雪に降りこめられて、いとあはれに恋しきこと多くなむ」とあるにつけて、

こほるらむ横川の水に降る雪もわがごときえてものは思はじ

などいひて、その年はかなく暮れぬ。

(上巻、天曆八年十二月、九十八頁)

叙述のされ方の類似点は四つ挙げられる。第一点は、日付表現である。上巻「十二月になりぬ。ゝなどいひて、その年はかなく暮れぬ。」中巻①「その前の五月雨の二十余日のほど」と言ふほどに、閏五月にもなりぬ。」というように、大きな時間枠に、兼家の訪れがないという状況が組み込まれている。第二点は、兼家が三人称的に記されることで、不訪の理由が述べられている点である。上巻「横川にもすることありて登りぬる人」、中巻①「物忌もあり、長き精進もはじめたる人」というようにである。第三点は、兼家から送られた文に道綱母の返歌が記されている点である。第四点は状況の類似である。新全集頭注では、上巻の場面について「兼家が女人禁制の横川におり、しかも雪に降りこめられて、二人の間が完全に遮断された。そのことがかえって『こほるらむ』の歌に女らしい慕情をただよわす」と解釈している。この事情は、中巻の当該箇所も参考になる。物忌によつて隔てられた二人が、文や和歌によつて心情を交流させることは、通常に増して親密さを伝えるものとなる。物理的な隔てがあるからこそ、心情交流が引き立つのである。中巻①は安和二年の記事であり、まだ上巻の叙述法を受け継いでいることが、物忌記事においても確認できるのである。

次の用例③は、道綱が内裏の賭弓で舞を務めることになつた時の準備期間の記事である。道綱のために夫婦が協力して準備を進める最中に、兼家が物忌になることを告げる様子が記されている。

- ③ さて、とばかりありて、人々あやしと思ふに、はひ入りて、「これがいとらうたく舞ひつること語りになむものしつる。みな人の泣きあはれがりつること。明日明後日、物忌、いかにおほつかかなからむ。五日の日、まだしきに渡りて、ことどもはすべし」など言ひて、帰られぬれば、常はゆかぬこちも、あはれにうれしうおぼゆることかぎりなし。

(中巻、天禄元年三月十二日)

道綱のために、準備に奔走する兼家の様子は、道綱母を妻として、また母として満足させるものであつた。兼家は準備期

間中に物忌に籠ることになったわけだが、「いかにおぼつかなくらむ。五日の日、まだしきに渡りて、ことどもはすべし」と、道綱母に告げている。賭弓直前の二日間が物忌なので、道綱の準備をしてあげられないことを「いかにおぼつかなくらむ」というのである。兼家が、道綱の舞の評判が良かったことを喜ぶ様子や、物忌に籠るために道綱の準備ができないことを嘆く姿を見て、道綱母は「常はゆかぬこちも、あはれにうれしうおぼゆることかぎりなし」と感じ、満たされた気持ち露わに表現している。兼家が翌日から二日間来られないのは、物忌があるからで、もし物忌でなかったなら、兼家は道綱の準備に取り組んでいたことであろう。道綱母もそのように確信していたからこそ、不訪を予告されても不満に感じることなくいられたのである。

ところで、ここの「物忌」について、新全集頭注では、十日の記事にある「殿は御物忌なり」（表3の2）の物忌である、としている。<sup>(注4)</sup>この説に従うと、十日の物忌から、「明日明後日」の十三、十四日の物忌までが連続していて、③の十二日は、兼家が物忌を犯してまでやってきた、ということになる。③が物忌中の訪問か否かは、読みに関わることである。先の引用部分より以前の記事を見ると、「殿は御物忌」と「明日明後日、物忌」とが同一の物忌を指す、という解釈は通らない。理由は次のように考えられる。

・また十二日、「しりへの方人さながら集まりて舞はすべし。ここには弓場なくて悪しかりぬべし」とて、かしこにのしる。（二八八頁）

③と同日の記事で、兼家邸において舞の練習をしていることである。物忌者の邸に大勢が集まるとは、考えられない。十二日は、物忌ではないのである。加えて暦日も鑑みると、十二日が十日の物忌の延長線上にないことが分かる。

暦日から推して考えると次のようになる。<sup>(注5)</sup>「殿は御物忌」は九日庚戌、十日辛亥である。翌十一日壬子と十二日癸丑は明いて、③で予告された十三日甲寅、十四日乙卯がまた物忌となる。「殿は御物忌」と「明日明後日、物忌」との兼家の物忌は、連続しているのではなく、別個のものであったと思われる。史実的な記録がないため確定はできないが、『蜻蛉日記』



の記事に従って兼家の行動を追うと、以上の推測が成り立つ。物忌中の訪れではないことを、確認しておきたい。

③は、兼家が物忌のために、道綱の準備が滞ることを懸念する様子が、道綱母の嬉しさととなり、書き留められたものである。「五日の日、まだしきに渡りて」とあるように、兼家は物忌が明けたら早々に準備を再開するつもりでいる。物忌のために準備が滞るもどかしさを露わにする兼家の様子は、道綱母に夫婦の連帯感を感じさせるものとなったことであろう。

最後の用例となる天禄二年の⑧⑬は、先の二例と異なる。事前の知らせに対して、道綱母の受け留め方が変わってきているのである。いずれも、不訪理由が「方忌十物忌」という、うち続く忌みである点にも注意したい。

⑧ 「さふりはへこそはすべかなれ、方あきなばこそはまるり来べかなれと思ふに、例の六日の物忌になりぬべかりけり」  
など、なやましげに言ひつつ出でぬ。  
(中巻、天禄二年六月)

⑬ 「年月の勘事なりとも、今日のまゐりには許されなむとぞおぼゆる」など多く、「明日は、あなた塞がる。明後日よりは物忌なり、すべかめれば」などいと言よし。  
(中巻、天禄二年十二月)

⑧は、道綱母が鳴滝籠りから帰った直後の記事である。前掲③では道綱のためもあるが、兼家は物忌明けに約束通り訪れていた。一方、この⑧で予告された物忌後は、「物忌果てむ日、いぶかしきこちぞ添ひておぼゆるに、六日を過ごして七月三日になりたり」(二五四頁)とあるように、兼家は物忌が終わっても来訪しなかった。

⑬は、兼家が約三ヶ月ぶりに訪れた時の記事である。久々の訪問なのに、夫婦の交流は記されず、兼家の弁解ばかりが書き留められている。兼家の述べる事情も、道綱母は、「いと言よし」と記す。方忌明けに物忌があつて来られない、ということを、訪れを拒む口実として受け留めるのである。それでも、「さらば暮に」と言つて帰つた兼家の言葉を信じて、道綱母は訪れを期待する。「方塞がりたれば、むべもなく、待つに、見えずになりぬ」という言葉に表れている。「いと言よし」と、否定的に受け留める気持ちとは裏腹に、兼家が物忌をこちらで過ごすかもしれない、というほのかな期待を抱い

ていたのである。兼家が、もし帰り際の言葉通りに訪れば、翌日は方忌のために帰宅できない上、翌々日は物忌になるので外出ができなくなり、かなりの日数を道綱母邸で過ごすことになる。以前に、兼家が道綱母邸で物忌日を過ごすことがあった（4）。

⑧と⑬との違いは、兼家の訪れを待つ様子に表れている。⑧は「いぶかしきこちぞ添ひておぼゆる」という、訪れがあるかどうか気を揉むものであった。一方⑬は「むべもなく」と、訪れがなかったことを、予想通りであったとするのである。どちらも兼家の訪れを期待していた気持ちに変わりはないが、不安定な心境を露わにする⑧と、諦観すら感じさせる⑬とは、兼家の訪れに対する意識の差を読み取ることができると、

⑧⑬の二例は、不訪の予告としてだけではなく、物忌終了日の訪れを期待させるものでもあった。兼家の言葉を信じて、物忌が明ける日を心待ちにし、一応待つてはみるものの、道綱母の期待は満たされることなく、はかないものとなる。予告の内容から来訪日が予測できるだけに、寂しさも助長される。待つ行為が、むなししい結果をさらに切ないものへとしてしまうのである。

※

これまで見てきた物忌予告の四例には、道綱母の受け留め方に違いを見出すことができた。安和二年の①は、上巻の形式を踏襲して、夫婦仲の睦まじさを描いていた。物忌中でありながら交流を求める兼家の様子は、片時も離れられないまじい夫婦関係をも示唆していた。天禄元年の③は、道綱の準備に向けて夫婦で協力する最中に、兼家が物忌になった記事であった。自分が物忌になることのもどかしさを伝える兼家の様子が、道綱母に夫婦の「へ親」としての連帯意識を実感させるものとなっていたのである。この二例は、不訪理由云々よりも、兼家が物忌の隔てにどう対処しているかに、重点が置かれていたと思われる。道綱母は、兼家の物忌を不訪理由として容認するばかりか、そこに誠実ささえも見出し、予告されることに安堵、満足していたのである。

一方、天禄二年の⑧⑬では、様相が一変している。この年二月、兼家が近江の女と結婚したことも、大きく影響していたであろう。この二例には、かつての交流は描かれない。記事をみても、夫婦の交流よりも、兼家の述べる不訪理由の方が中心をなしている。さらに、物忌と方忌が引き続くようにもなり、長期にわたって訪れがないことを示唆する予告になっていた。それだけでなく、兼家は物忌を機になかなか訪れなくなる。兼家は物忌を予告することで不訪を告げるだけでなく、不訪の状態を持続させる口実としていたのではないかと考えられる。物忌予告記事は、物忌を介して夫婦の睦ましい交流を描くものや兼家の誠実さを語るもの(①③)から、夫婦の隔てを形成し、二人の仲の隔たりを語るもの(⑧⑬)へと変容していったのである。

物忌の予告は、不訪を告げるとともに、物忌明けの来訪を約束するはずのものであった。物忌中でさえ交流を持つことのできた頃(①④)を思い返すと、天禄二年以降に表れる兼家の物忌日は道綱母の悲しみを一層強くするものであった。天禄二年の物忌予告記事には、道綱母の待つ姿が虚しく描かれている。

以上のことから、物忌予告記事は、夫婦仲の状態を反映していたといえる。夫婦仲の隔たりが大きくなるにつれ、待つことの虚しさを強調するための記事となっていくのである。

## 五 物忌以外の不訪理由

前節では、物忌があらかじめ不訪理由として予告された四例をみてきた。最後に、物忌以外の理由が不訪予告とされるものとの差異があるのかを考えておきたい。

(A) つとめては、「ものすべきことのあればなむ。いま明日明後日のほどにも」などあるに、まこととは思はねど、思ひなほるにやあらむと思ふべし、もしはた、このたびばかりにやあらむとこころみるに、やうやうまた日数過ぎ

ゆく。さればよと思ふに、ありしよりもけにものぞ悲しき。

(中巻、天祿元年六月、二〇一頁)

(B) よろこびにありきなどすれば、いとあはれにうれしきこちす。それよりしも、例のつつしむべきことあり。二日も、かしこになむと聞くにも、たよりにあるを、さもやと思ふほどに、夜いたく更けゆく。ゆゆしと思ふ人もただひとり出でたり。胸うちつぶれてぞあさましき。

(中巻、天祿元年十一月、二二四頁)

右の二例では、不訪を告げられているにも関わらず、もしやの来訪を期待せずにいられない道綱母の様子が書かれている。(A)では、「まこととは思」わない一方で、「明日明後日のほどにも」という兼家の言葉を信じて待つが、案の定、兼家の来訪はない。「さればよ」という言葉が、道綱母の強がりのように聞こえてくる。悲しい現実は予想した通りだったが、他人に同情されたくない。同情されればその分、自分が憐れになってしまうから、という意地が窺われる。(B)でも「さもやと思」い、兼家を待つが、時間は無情にも過ぎてゆく。不訪の予告↓来訪への期待↓期待叶わず、という流れは、先に挙げた天祿二年の用例⑧⑬と同じである。事態の流れが類似しているのだから、道綱母の受け留め方も共通していることだろう。異なることは、兼家の述べた理由が(A)(B)では具体性を欠いている、という点である。(A)「ものすべきこと」は、「何かの用事」というだけで、内容は知らされない。(B)「例のつつしむべきこと」でも、慎むことの内容が明確ではない。どちらも不訪理由としては、曖昧なものなのである。

(A)(B)と比べると、「物忌」は不訪理由として明確なものであった。それなのに、用例⑧⑬では道綱母を暗澹たる気持ちへと導いてしまうのである。それは、『源氏物語』における物忌の、次のようなあり方と関わっているよう。

・御琴ども教へたてまつりなどして、三四日籠りおはして、御物忌などことつけたまふを、かの殿には恨めしく思して、大臣、内裏より出でたまひけるままにここに参りたまへれば、宮、「ことごとしげなるさまして、何しにいましつるぞとよ」とむつかりたまへど、あなたに渡りたまひて対面したまふ。「ことなることなきほどは、この院を見で久しくなりはべるもあはれにこそ」など、昔の御物語どもすこし聞こえたまひて、やがて引き連れきこえたまひて

出でたまひぬ。

(宿木巻、四六八頁)

・御物忌二日とたばかりたまへれば、心のどかなるままに、かたみにあはれとのみ深く思ひまざる。

(浮舟巻、一五四頁)

右の二例は、逢瀬の口実として、物忌が設定された場面である。宿木巻では、匂宮が中の君と二条院で過ごすために用いた口実である。匂宮が物忌を何かの口実にするのを、夕霧はすでに把握していたようで、波線部のように、匂宮が籠る二条邸を訪れている。夕霧の行動によって、匂宮の物忌が虚偽であったと分かるのである。浮舟巻では、匂宮の物忌は「たばかりたまへれば」とされ、浮舟と過ごすための隔離された場所を確保するための口実であることが、あからさまに語られる。この二例では、物忌を口実とした恋の語らいの場面が形成されていた。物忌だと知らせておくことで、自分の居場所から不要な人物を遠ざけ、逢瀬を邪魔させないことが目論まれていたのである。

『源氏物語』を参考にすると、男性が物忌を不訪理由として述べる時、他の女性と会うための口実ではないのか、という疑念を拭い去ることができなかつたのではないかと思われる。道綱母においては、天禄二年二月に兼家が近江の女と結婚する、という事態が起きていたのである。物忌の用例が、天禄二年以降に集中してみられること、なおかつ殆どの用例が、兼家への不信を露わにするものであることをも考えに含めると、物忌記事が道綱母の心理状態を表し、夫婦仲の状態を伝えるものであったことがいえる。

「物忌」と知らせるだけで、兼家の不訪が伝わる。物忌Ⅱ不訪、という認識が成立しているのである。物忌日に訪れがないことは、当たり前前で、理由としても十分に納得されるものであった。上巻時期にも、兼家が物忌のために訪れないことはあっただろうが、全く記されていない。記すに及ばない、普通のこととして、受け流されていたからであろう。

長い間、信頼の上に成り立っていた兼家の物忌は、天禄二年を境に不審行為へと変わった。道綱母の受け留め方が変化

したことはない、近江の女の一件が関係していよう。近江の女の出現により、兼家の私生活、すなわち道綱母の目が行き届かない部分に信頼をおけなくなつたのだと思われる。先に挙げた『源氏物語』の用例のように、物忌の予告は、他の女性の所に泊まるための口実ではないか、という疑念を生じさせるからである。

以上のように、不訪理由として予告された物忌日の在り方は、夫婦の心の距離を測るものとして機能し、中巻の流れに即して次第に変容していったのである。

### おわりに

不訪予告としての物忌記事は、夫婦仲を反映させるものであった。上巻の形式を踏襲して、夫婦仲の睦まじさを表す記事や、道綱のために親としての責務を共に進める喜びを伝える記事は、夫婦が物忌で隔たれようとも、精神的な隔絶までをもたらすものではなかった。むしろ、道綱母は物忌を予告されることで、不訪の日を安心して暮らすことができたのである。しかし、天禄二年以降においては、兼家は物忌を予告して不訪を正当化しようとするようになり、道綱母は、兼家の物忌を、不訪に対する都合の良い口実であると受け留める。その一方で、物忌終了時の来訪を待つのである。不訪の理由を物忌だと知らされていても、安穩と過ごせずにいるのは、兼家に対する信頼が希薄になつていからである。時間の経過とともに薄れていく兼家への信頼が、物忌予告記事にも顕在化しているのである。

### 注

(1) 『蜻蛉日記』の物忌記事については、加納重文氏、李一淑氏が論じておられる。へゝ内は深澤。

加納氏は「平安中期の『物忌』について」（『古代文化』、一九七二年十二月）で、「両者へ兼家と道綱母との関係においては、方忌も含めて、かなり絶対的な性格が終始持されていることの裏には、結婚の当初から、両者の愛情が冷静に終始した一つの証左を見得る。兼家にとっては便宜な性格を持つ物忌が、『今日より四日かの物いみにやあらんと思ふにぞ、すこしのどめたる』（下・二六〇頁）と、道綱母にとって、心慰めの意味を持っていた。両者にとって、物忌は、愛情の緩衝を果たすものであったと言っている。」と述べておられる。

李氏は「『蜻蛉日記』の物忌記事の一考察 一付・平安中期の物忌の様相」（『国文』七十九号、一九九三年七月）で、「兼家の来訪こそ道綱母の妻たる地位を確認してくれるものであった故に、物忌に注ぐ道綱母の関心は特別なものだった。天禄二年、兼家と近江が正式に結婚することもあり、既に子を儲けるのが「かたかるべき年齢」になっていた道綱母は、以前はさほど気にしなかった兼家の物忌に「一々気を配り、それを彼の来訪と関連させつつ細かく記す。それらは時には彼の来訪を妨げる絶望感の対象になったり、時には彼が来ないのは愛情の衰えではなく物忌だから来れないというへここに本文が引用される。先の加納氏と同じ部分なので割愛する」、一時の慰めを与えてくれるものだった。」と述べておられる。

(2) 十一頁・表3の10・11・15・16・17・18

(3) 本文は、中村璋八氏『日本陰陽道書の研究 増補版』（汲古書院、一九八五年二月）より引用した。

(4) 他の注釈類では、同一視する傾向はない。

(5) 『日本暦日総覧 具注暦篇古代後期2』（本の友社、一九九二年十一月）

なお、物忌については、三和礼子氏「物忌考」（『陰陽道叢書①古代』名著出版、一九九一年九月。初出は『宗教研究』第一四九号、一九五六年十月）や小坂眞二氏「物忌と陰陽道の六壬式占―その指期法・指方法・指年法―」（『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年三月）などの論がある。